

きゅうゆうせいほごほう ふにんしゅじゅつひがい 旧優生保護法の不妊手術被害

でんわむりょうそうだん 電話無料相談

べんごし むりょう そうだん う
弁護士が無料でご相談をお受けします

ねん がつ にちかようび じ じ じ
2019年1月30日(火) 10時~12時、13時~16時

でんわ
電話：076-221-0242

きゅうゆうせいほごほう しょう びょうき りゆうほんにん どうい えない ふにんしゅじゅつ にんしん しゅじゅつ
旧優生保護法により、障がいや病気を理由にして、本人の同意を得ない不妊手術（妊娠できなくなる手術）
おこな
が行われていました。不妊手術を行うためには、本人をだましたり、身体をしぼったりして、連れてきてもよいとされ
ていました。

げんざい きゅうゆうせいほごほう ふにんしゅじゅつ う ぜんこくかくち かた くに たい しゃざい ほしょう もと
現在、旧優生保護法によって不妊手術を受けさせられた全国各地の方が、国に対する謝罪と補償を求めて
さいばん お
裁判を起こしています。

きゅうゆうせいほごほう のぞ ふにんしゅじゅつ じんこうにんしんちゆうぜつ う かぞく ゆうじん ちじん しゅじゅつ かか
旧優生保護法のもと、望まない不妊手術や人工妊娠中絶を受けた方・そのご家族・ご友人・知人・手術に関
かた
わった方、どなたでもご相談下さい。

かなざわべんごしかい
金沢弁護士会